

給 水 装 置 使 用 同 意 書

神 山 町 長 殿

令和 年 月 日

給水栓使用者

住所

氏名

印

神山町簡易水道給水施設の使用に当たり次の規定に沿い使用いたします。

1. 本給水装置の内、配水管の分岐箇所から宅内の量水器までの部分は神山町に管理していただきますので、貴町に寄付いたします。
2. 宅内配管工事は、神山町指定給水工事事業者によりおこないます。
3. 量水器の検針業務の妨げにならないように配慮いたします。
4. 給水装置所有権の無断転売はいたしません。
5. 宅内配管の増設及び変更を行う場合は神山町に届出をいたします。
6. 宅内配管の管理は、給水栓使用者が責任をもって管理いたします。
7. 宅内配管から漏水が生じた場合は、速やかに神山町に届出を行い改善いたします。
又、水道料金及び宅内既設配管の損失は問いません。
8. 宅内配管の給水区域外へ配管延長はいたしません。
9. 宅内配管での町水道と自家水との混合接続はいたしません。
10. 町水道水の農業用水及び工業用水への使用はいたしません。
11. 宅地内造成及び家屋増設などにより給水装置の移転を行う場合は神山町と協議の上、
神山町指定工事店により新たな設置場所に給水装置移転工事を行います。
又、この工事にかかる費用及び既設管への損失は責任を持って行います。
12. 給水区域外への給水装置所有権移転及び給水装置移転は行いません。
13. 水道使用料金の未払いが生じた場合、給水制限又は給水停止しても意義ありません。
14. その他、水道法及び神山町水道条例に基づき給水装置の使用を行います。
15. その他、必要事項については神山町と協議いたします。
16. 新規加入を申込するにあたり、給水を受ける水道水の水量、水圧低下が発生しても異議
申立てを行わない。

給 水 装 置 使 用 同 意 書

神 山 町 長 殿

令和 年 月 日

給水栓使用者

住所

氏名

印

私が使用している水道給水管より

宅への分水を同意します。